

平成十八年三月二十八日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一六四第一七三号

平成十八年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健康管理休暇に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健康管理休暇に関する再質問に対する答弁書

一について

在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館及び在ミクロネシア日本国大使館の所在地における気温、湿度等の気象データ、在外公館からの現地報告等を踏まえて、先の答弁書（平成十八年三月十七日内閣衆質一六四第一三二号）の四についての答弁を行ったものである。

二について

外務省としては、在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館及び在ミクロネシア日本国大使館に勤務する在外職員が健康管理休暇を取得できることとしていることは、これらの職員の勤務地が、熱帯性の気候や医療事情等にかんがみて、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地であると認められることから、妥当なものであると考える。